

平成26年2月14日

公園を利用していただいている皆様へ

神 奈 川 県

平成26年4月1日から実施される消費税率の引上げに伴い、神奈川県では、平成26年第1回県議会定例会に、「公の施設」の使用料及び利用料金(上限額)について改定する条例改正案を提出しました。

県立都市公園の施設についても、平成26年4月1日から料金を改定させていただきます。

具体的な料金については、平成26年3月下旬に決定となりますので、あらためて御案内させていただきます。

<料金改定の基本的な考え方>

- 消費税率(地方消費税率を含む。)の引上げに伴う「公の施設」の料金改定については、総務省からの通知に基づく全国的な対応です。
- 現行の料金の税抜価格に、引上げ後の消費税率8%を乗じた額を上限とする料金改定を行うものです。

ご不明な点がございましたら、以下にお問合せください。

神奈川県県土整備局 都市公園課 電話 (045)210-6221
-6224

- 公園施設の使用料・利用料金については、神奈川県都市公園課のホームページでもご覧になれます。(http://www.pref.kanagawa.jp/div/0717/)